

## 高齢者社会活動等参加ポイント事業

### 平成28年度分のポイント交換受付中

- ◇ 交換窓口は、役場保健福祉課又は各支所です。
- ◇ 印鑑、ポイントカードを必ずご持参ください。
- ◇ 10ポイント(500円)から交換可能(上限100ポイント(5,000円))
- ◇ 交換期限は 平成29年1月31日です。(この日以降は交換できません)

#### 【注意事項】

- 来年へのポイントの繰越はできません。
- 団体に参加している場合でも、ポイントの交換は個人での申請になります。
- 町税等に滞納がある場合は、商品券は交付できません。

### 平成29年のポイントカードの申請について(平成29年1月～)

- ◇ 個人登録の場合は、更新の申請が必要です。
    - ・役場保健福祉課又は各支所にて手続きを行ってください。
  - ◇ 団体登録の場合は、申請は不要です。
    - ・新しいポイントカードは、団体登録時の管理者あてに登録人数分郵送されます。
- ※人数等に変更がある場合は、ご連絡ください。



◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272)

## 【平成28年度臨時福祉給付金】と 【年金生活者等支援臨時福祉給付金】(障害・遺族基礎年金受給者向け) ～申請手続きはお済みですか?～

- 申請期限 平成28年12月26日(月)
- 申請先 保健福祉課福祉係・鬼鹿支所・達布支所
- 提出書類 申請書・印鑑・振込先通帳の写し・本人確認できるもの(免許証、保険証など)

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)